

(控訴人本人)

意見陳述 (要旨)

私は2002年から紛争地の取材を始め、戦争によって犠牲になっていく人々や、その中でもたくましく生きていく人々の姿を取材し、報道してきました。

2012年のシリアの反政府運動の取材では、シリア政府による無差別攻撃が目の前で行われ、多数の死者が出ていました。人々はシリア国内で医療を受けることもできず、隣国へ密かに徒歩で逃げてきていました。いわゆる密出国です。彼らは記者である私にそうした現実を取材して伝えることを期待して、シリアへと案内してくれました。そこで目の前で行われていたのは「テロ対策」と称した国家による市民への弾圧でした。

シリアの情勢は年々悪化し、多くの記者が拘束され、殺害されるようになりました。それでも世界の多くの記者がその現状を取材しようと試み続けてきました。数十万人の死者と数百万人の難民を出してきた現実を知らなければ、誰もそれを止めることはできないからです。

私は2015年に2度目の現場取材を試みましたが、武装組織によって拘束されました。3年4カ月もの間、すべての自由を奪われた私は、自由であることの素晴らしさと、自由を失うことの恐ろしさを思い知りました。

2018年10月に帰国した私は、自由の価値を噛み締めながら新たな人生を生きていこうと決意しました。しかし、日本政府はそれを許しません。拘束から解放されて5年8カ月が過ぎましたが、私はいまだに自由を奪われたままです。国は、どこかの国から入国拒否された者に旅券を発給すると、世界のすべての国から信用を失うと主張しています。しかし、同じことをしている国は世界のどこにもありません。

国は、シリア取材のために密入国せざるを得なかった私を非難し、旅券を発給したら全世界から信用を失うと主張しています。しかし、世界中の記者が同

じように取材していましたが、旅券発給を拒否されたり、制限されたりした記者は私以外にいません。

国は、拘束された者に旅券を発給したら世界中から信用を失うと主張しています。しかし、拘束されたことを理由に被害者から渡航の自由を奪う国など世界のどこにもありません。国の主張が全くのまやかしであることは明らかです。

国の主張は紛争地取材を否定するものであり、その正当化に「テロ」を利用しています。これは自由民主主義そのものの否定であり、強権独裁国家のふるまいです。

この裁判は、私の旅券だけの問題ではなく、日本が自由民主主義の国であるのかどうかを問うものです。国は「外交」「テロ」といった言葉を使って黙らせようとしていますが、裁判所におかれては、そのような脅しに屈することなく、思考停止に陥ることなく、適正な判断をされることを期待しています。

以 上

(控訴人訴訟代理人)

意見陳述（要旨）

控訴人訴訟代理人弁護士 岩 井 信

1 はじめに

一審の法廷でも映し出された映像では、シリア政府軍による無差別爆撃の被害を受けた市民が、「見てくれ。これが、アサド政権がやっていることだよ」と安田純平さんのカメラに向かって訴えています（甲73・8頁、原告3頁）。

安田さんは、これを「私のカメラを通して世界に向けて訴えている言葉です。」と述べています（原告3頁）。

シリアのアサド政権は徹底した情報統制を敷いていました（甲47）。シリア内戦で何が起きているのか、その実態が日本国内で初めて具体的かつ詳細に報道されたのは、安田さんの取材活動によるものです（原告4～5頁）。

2 国の国際信義論の「虚妄」

本件は、こうした取材活動を続けてきた安田さんに対し、旅券全部の発給を拒否したことの違憲・違法性が問われています。

私たちは、一審以来、安田さんと同じく拉致された世界各国のジャーナリストが、シリア内戦取材のために、トルコとシリアの国境のフェンスをくぐって潜入していることを立証してきました。安田さんと同じく拉致された世界各国のジャーナリストが、解放後も新たに旅券が発給されて、再び、ウクライナや世界の各地で取材を続けていることを立証してきました。

国は、米国政府がテロ組織に身柄を拘束されていた米国人ジャーナリストの解放を実現した際、2年もの間、多数の関係者に「緊急の助力を求め、20か国以上の国々と連絡をとった」と主張し、旅券制度は「広く国際社会一般にお

ける信頼関係が前提となっている」と主張しています（一審被告・控訴理由書 20～21頁）。

しかし、この米国人ジャーナリストに連絡をとったところ、解放後に、米国政府から新たに旅券を発給され、一年以内に海外渡航もしていました（甲 88）。米国政府は、この旅券発給によって、旅券制度の前提としての「国際社会一般における信頼関係」に反したのでしょうか。

3 原判決の誤り－「関係国」の漠然不明確

外務大臣は通知書において、トルコの入国禁止措置を指摘するだけで、なぜ旅券全部を発給拒否したのか、理由を示していません。

旅券法 13 条 1 項 1 号は、一国の入国禁止措置だけで旅券全部を発給拒否できるとしています。類似の条文は G 7 の国にはありません。1 号の条文自体が、旅券法の平成元年の大改正よりも前の一往復旅券の名残で、時代遅れとなっており、国際常識にも反し、海外渡航の自由を保障する憲法に違反することが問われています。

これに対し、原判決は、「ある国から入国禁止とされた者について、入国禁止とした当該国だけではなく、当該国の利害に影響を与える関係国への渡航も含めて制限するのは合理的」（同 41 頁）として、発給拒否はやり過ぎで今回の処分は取り消すが、「関係国」については渡航を禁止することはできるとしています。しかし、この「関係国」の範囲は具体的に明らかではなく、漠然にして不明確です。

原判決は、国の主張に押されて、妥協し、中途半端な、和解的な判決を出してしまいました。その結果、入国禁止措置をとった「その国」の「関係国」まで渡航禁止の可能性を認めてしまいました。これにより、今後の旅券発給がどうなるのか予測不可能となってしまったのです。安田さんは、どの国に行けて、どの国に行けないのでしょうか。

4 「法律に基づく行政」の原理による審査

国は、外交論や国際関係論、さらにはテロ対策論まで持ち出し、裁判所が「外交や国際関係の直接的な担い手ではない」として、外務大臣の判断に対する司法の介入を牽制し、またこれを避けようとしています。

しかし、本件で問われているのは、本件発給拒否処分が、法治国家の大原則である「法律に基づく行政」の原理（日本国憲法13条、41条）に基づくものか、旅券法13条1項1号が外務大臣に対して、一国の入国禁止をもって全世界への渡航を禁止する権限を与えているか、という問題です。

裁判所が審査するのは当然のことです。

5 終わりに一国の「任務」は基本的人権の「最大の尊重」であること

国は、「旅券発給は、・・・国益の維持等を図ることを任務として行われるもの」と主張しています（一審被告・控訴理由書9頁以下）。

しかし、旅券発給の「目的」は、「国益の維持等」を図ることではなく、国民の海外渡航の自由の実現です。

国の主張は、旅券発給を「国益の維持等」を図る手段や道具に矮小化するもので、海外渡航の自由の意義を不当に無視するものです。ここには、日本国憲法13条が定める基本的人権の「最大の尊重」がありません。

控訴審においては、基本的人権に対する「最大の尊重」から、一国の入国禁止措置により旅券全部を発給拒否し、全世界への海外渡航の禁止ができる旅券法13条1項1号が時代遅れであり、国際常識に反し、それを支える立法事実がなくなっており、違憲であることを認めるよう求めるものです。

以 上